

保健師・助産師・看護師法改正について

(2009.7.2)

7月1日、私、辻泰弘は厚生労働委員長として、医療従事者の資質向上等のための「保健師・助産師・看護師法」改正案を参議院本会議で提案。全会一致可決で衆議院送付。今国会成立予定。以下、厚生労働委員長の趣旨説明より抜粋。民主党の厚生労働委員長提案は衆参通じて史上初。

今日、わが国医療は、高齢化の進行、国民のニーズや療養の場の多様化、財政上の制約、要員確保の困難性、不採算部門の縮小などに直面する中で、その本来の機能が十分果たされない状況が生じ、また、医療従事者がその任を全うすること能わず、退出せざるを得ない事態も現出するなど、危機的な状況に立ち至っているのが現状であります。

しかし、たとえそのような状況の下におかれていようとも、常に強い使命感と倫理観を併せ持ち、患者の健康回復のために、人々の幸せのために、自己犠牲をも厭わぬ程の献身的な姿勢をもって最善を尽くし、事にあたる多くの医療従事者の方々の存在があればこそ、今日の日本の医療が支えられていることを、あらためて心に銘記しなければなりません。

いま、国民が最も強く求めている政策課題の一つが、安心できる良質な医療の提供体制の確立であります。そのためには、医師等の方々に対する対応と同時に、医療従事者の中で最も多数を占め、チーム医療の中で果たすべき役割が大きく、活動の場も多様化している看護職の領域において、看護職員の資質及び能力の一層の向上を図ることが急務となっております。同時に、看護職をより一層魅力ある専門職とすることにより、医療現場の最前線を支える志ある有能な看護職員を確保することが強く求められております。

かかる現状に鑑み、本法律案は、国家試験の受験資格を改めるとともに、新人看護職員の臨床研修その他の研修等について定めるものであります。

本法律案は、第一に、受験資格に関して、…(略)…看護師国家試験の受験資格を有する者として、現行の規定に加えて、「文部科学大臣の指定した大学において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者」を明記することとしております。

第二に、研修に関して、保健師助産師看護師法において、「保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない」と規定しております。…(略)…

本法律案は、厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。